

令和4年八千代市農業委員会

第6回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和4年八千代市農業委員会第6回総会議事日程

開催日時	令和4年6月6日(月)午後1時38分～午後2時55分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第3号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第2号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第3号	八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う意見聴取について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員 (11名)

1 市川和彦	3 島村隼人	4 鈴木正範
6 將司実	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	
(欠席委員: 2 黒崎玲子 5 安原清 7 加茂太郎)		

## ◆出席農地利用最適化推進委員 (11名)

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
11 中臺保美	13 櫻井正浩	
(欠席委員: 10 立石秀夫 12 今井茂)		

◆事務局（5名）

局長 村田 順儀  
主任主事 樽見 侑樹

次長 小林 直樹  
主事 柳田 惇

主査 中尾通彦

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

## ◆総会議事録

議長 (小名木会長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>私から議事に入る前に1点申し上げます。</p> <p>先日、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症予防対策としてのマスク着用について、新たな考え方が示されました。2メートル以上の身体的距離が確保でき、会話をしない場合には、屋内の活動でもマスクの着用は不要になりますが、本総会では、身体的距離の確保や会話を行わないことの対応が難しいため、引き続き委員の皆さんにはマスクの着用にご協力いただきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、11名、推進委員は13名中11名です。農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和4年八千代市農業委員会第6回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>8番 佐藤委員、9番 花島委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 農地法第5条の件、県許可分、本件は全部で3件ありますが、関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。</p>

	<p>申請番号1番から3番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p><b>【申請代理人入室】</b></p>
議長	申請代理人の方でよろしいですか。
申請代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。始めに、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、5月30日、地区担当の綱島推進委員と6月の現地調査班で調査を行いました。場所は、案内図の1ページをご覧ください。市立村上北小学校の北約300mに位置しています。土地利用計画図は、次の2ページをご覧ください。</p> <p>譲受人は申請地の隣接地でコンビニエンスストアを経営しており、大型車の利用が増加したため、駐車場を拡張し、併せて店舗も老朽化のため、建て替えを行いたいとするものです。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。第2種農地は土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、自己所有地等において計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認をしています。他法令関係は、都市計画法、道路法に該当し、必要な申請及び承認を得ています。転用による被害防除対策は、コンクリート擁壁等を設置し、土砂等の流出を防止すること、排水について、汚水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ接続し、雨水は、浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ放流すること、工事中は、仮囲い、バリケード等を設置し、工事車両の通行についてもガードマンの設置等、安全対策を実施することをそれぞれ確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 綱島推進委員どうぞ。</p>
綱島推進委員	<p>4番 綱島です。</p> <p>去る5月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は6筆全て作付けしておらず、一部では雑草が伸びてしまっており、農地としての確認ができませんでしたので、草刈し適切に管理されている状態にするよう指導しました。</p> <p>その後、申請代理人から草刈したとの報告があった旨、事務局から連絡があり、現地を確認したところ指摘事項は改善されておりましたので問題はないと考えます。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>1番 市川委員，どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川です。土地利用計画図を見ますと、敷地の北側，地番でいうと781-2，782-2，783-2あたりのスペースが空いているのですが，どういう利用を考えているのですか。</p>
申請代理人	<p>大型車の進入に対して，交通事故が起きないように，駐車場内での車の接触を避けるために，進入口は余裕のあるかたちにしております。</p>
市川委員	<p>こちらが進入口になるということですか。</p>
申請代理人	<p>はい，そうですね。</p>
市川委員	<p>分かりました。もうひとつお聞きします。土地利用計画図を見させていただくと，緑地が数ヶ所設けられていますが，これは何か基準などがあるのですか。</p>
申請代理人	<p>これは，開発許可の申請の中で，緑地協定を結びまして，敷地の面積か</p>

	<p>ら建物の面積を引いた面積の20パーセントを緑地として確保しております。</p>
市川委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>では私からひとつお聞きしたいのですが、借人の法人がセブンイレブンの経営者ということによろしいですか。</p>
申請代理人	<p>経営はセブンイレブンで、借人の法人はセブンイレブンに建物を貸すかたちになります。</p>
議長	<p>申請番号1番が使用貸借で、2番と3番が賃貸借となっているのは、1番の貸人は借人となっている法人の方ですか。</p>
申請代理人	<p>1番の貸人は借人の法人の代表取締役なので、使用貸借となっています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号の1番から3番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の1番から3番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p><b>【挙手】</b></p> <p>挙手，多数であります。</p> <p>よって，議案第1号の1番から3番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号 農用地利用集積計画審議の件，事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>局長</p>	<p>右上に「参考案内図1」と記載があります，令和4年第6回総会議案第2号参考案内図1-1ページをご覧ください。</p> <p>場所は，秀明八千代中学校・高等学校の北西約550メートルから850メートルにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，使用貸借権の新規設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について，「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」について，従事日数は300日となっており，150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
<p></p>	<p><b>【質疑なしの声あり】</b></p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>これより，議案第2号について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
<p></p>	<p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め，討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p>



	<p>議案第2号について、原案のとおり、承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p><b>【挙手】</b></p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、議案第3号の審議にあたり、都市整備部公園緑地課の担当職員の入室を願います。</p>
議長	<p><b>【公園緑地課職員入室】</b></p> <p>議事を進めます。</p> <p>議案第3号 八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴う意見聴取について、公園緑地課より説明願います。</p>
公園緑地課 職員	<p>公園緑地課の中村です。</p> <p>議案の説明に入る前に、指定から30年が経過した生産緑地でも引き続き税制の特例を受けることができる制度である、特定生産緑地制度に関する進捗状況及び今後の予定について説明させていただきます。</p> <p>特定生産緑地への指定を希望する場合、つまり「30年を経過しても農地としての管理を継続し、生産緑地としての税制の特例措置を受けたい」場合は、法律上同意書を所有者から提出してもらう必要があります。なお、八千代市では、指定を受けたくない場合であっても、不同意書等の書類を提出して頂くこととしております。</p> <p>現在の同意書や不同意書等の受領状況ですが、令和4年6月3日時点で、今回の手続対象128件のうち113件、面積では約39.7ヘクタールのうち約35.9ヘクタール分を受領しております。この中で、特定生産緑地への指定に同意されている面積は約29.75ヘクタールとなっております。手続開始時を基準として約75パーセントの生産緑地は特定生産緑地として指定される見込みとなっております。</p> <p>同意書等の提出締め切りは、今年の8月末までとしておりますので、未提出となっている15名には引き続き、確認を取っていきたいと考えております。その中でも1名なかなか連絡がつかない方がいらっしゃるのですが、その方以外の14名については連絡が取れており、今後の土地の活用</p>

方法について考える時間が欲しいということで、検討していただいております。

今後は、今年の7月末ごろを目安に不同意書を提出された方に対し、特定生産緑地に指定されないことについての最終確認及び11月24日以降に可能となる、30年を経過したことを理由とする買取申出の案内を行う予定です。勘違いしやすいのですが、30年が経過して特定生産緑地としなかった場合であっても、買取申出を行わない限りは生産緑地としての制限が続きますので、転用等を行いたい場合は買取申出が必要となるため、その旨を改めて案内いたします。もし、考えが変わり生産緑地として継続をすることとしたい場合などは8月末までであれば変更も可能としております。

その後、特定生産緑地指定の同意書をご提出いただいている方につきましては、10月開催予定の都市計画審議会後に、特定生産緑地への指定公示を行った後、10月末ごろを目安に公示をした旨を所有者等に通知する見込みです。特定生産緑地指定の効力は、公示後に最初の指定から30年を迎える日、八千代市では今年の11月24日をもって発生することになります。法律上、指定の公示をしたときに農地等利害関係人、主に所有者に対し通知が必要であることからこのタイミングで通知を行います。

以上が特定生産緑地制度に関する進捗状況及び今後の予定となります。地域の生産緑地所有者の方から質問があった際などは、お答えいただけると幸いです。

以上で生産緑地制度に関しての説明を終わらせていただきます。

引き続き、私から議案第3号「八千代都市計画生産緑地地区の変更」について説明させていただきます。

本件は、都市計画運用指針20の2の(2)の④において、「生産緑地地区に関する都市計画の決定や廃止等に際しての農地等の認定については、農業委員会の意見を聞くことが望ましい」となっているため、本総会に諮るものであります。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料、別紙1議案第3号八千代都市計画生産緑地地区の変更をご覧ください。

まず、資料の1から6ページに今回変更する生産緑地地区の概要をまとめております。

説明については、7ページ以降の図面に基づき行わせていただきます。

お手元の資料の7ページの位置図をご覧ください。今回変更する14地区の位置を示しております。

それでは、地区別に説明いたしますので、8ページの都市図をご覧ください。

33号大和田新田第25生産緑地地区、35号大和田新田第27生産緑地地区及び36号大和田新田第28生産緑地地区です。場所は、東葉高速鉄道八千代緑が丘駅から南東約1.3キロメートルにあります。各地区の変更前面積は、33号が約0.11ヘクタール、35号が約0.07ヘクタール、36号が約0.10ヘクタールです。

当地区は、3地区とも所有者が同一であり、主たる農業従事者の死亡による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、各地区全部となる黄色部分を廃止するものです。

次に、9ページの都市図をご覧ください。

47号大和田新田第39生産緑地地区です。

変更前面積は、約0.88ヘクタールです。場所は、東葉高速鉄道八千代中央駅から南西約1キロメートルにあります。当地区は、区域に変更はありませんが、所有者が行った分筆の際の地積更正により面積の増加が生じたため、計画面積を変更するものです。変更後の面積は約0.95ヘクタールとなります。

次に、10ページの都市図をご覧ください。

85号萱田町第5生産緑地地区です。

変更前面積は、0.3ヘクタールです。場所は、東葉高速鉄道八千代中央駅から南東約0.7キロメートルにあります。当地区は、主たる農業従事者の故障による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部、黄色部分の約0.13ヘクタールを廃止するものです。

次に11ページの都市図をご覧ください。

89号萱田町第9生産緑地地区です。

変更前面積は、1.87ヘクタールです。場所は、京成電鉄大和田駅から北北東約0.7キロメートルにあります。当地区は、主たる農業従事者の故障による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部、黄色部分の約0.26ヘクタールを廃止するものです。

次に12ページの都市図をご覧ください。

126号上高野第14生産緑地地区です。

変更前面積は、0.29ヘクタールです。場所は、東葉高速鉄道東葉勝田台駅から北東約0.6キロメートルにあります。当地区は、主たる農業従事者の故障による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権

が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部、黄色部分の約0.22ヘクタールを廃止するものです。

次に、13ページの都市図をご覧ください。

166号高津第38生産緑地地区です。

変更前面積は、0.3ヘクタールです。場所は、京成電鉄八千代台駅から北約1.3キロメートルにあります。当地区は、主たる農業従事者の死亡による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、地区の全部となる黄色部分を廃止するものです。

次に、14ページの都市図をご覧ください。

216号大和田新田第58生産緑地地区、217号大和田新田第59生産緑地地区及び237号大和田新田第73生産緑地地区です。場所は、東葉高速鉄道八千代緑が丘駅から北西約1.1キロメートルにあります。各地区の変更前面積は、216号が約0.16ヘクタール、217号が約0.56ヘクタール、237号が約0.88ヘクタールです。

まず、216号と237号の黄色部分は所有者が同一であり、主たる農業従事者の故障による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、216号は地区の全部、237号は地区の一部となる黄色部分約0.46ヘクタールを廃止するものです。

217号につきましても、主たる農業従事者の故障による買取り申出があったものですが、3か月以内に所有権が移転するまでに至らず、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部、黄色部分約0.41ヘクタールを廃止するものです。

次に、15ページの都市図をご覧ください。

こちらは、新規指定になり、指定となった場合、239号大和田新田第75生産緑地地区となります。

八千代市では、これまで、平成4年以外は、特別な事情等がなければ新規の指定を行っておりませんでした。しかしながら、近年、都市部の緑地が減少してきていることから、国のほうでも生産緑地を追加で指定することは望ましいとされたことに伴い、本年3月26日に「八千代市生産緑地地区指定基準」及び「八千代市生産緑地指定要領」を制定し、追加での指定も行うことといたしました。

地区の説明に戻ります。場所は、東葉高速鉄道八千代中央駅から南南西約1.2キロメートルにあります。

当地区は、所有者より生産緑地への指定提案があり、確認したところ、

	<p>現状で営農をされており、今後も継続した管理が可能であるということで、生産緑地地区に追加するものです。面積は約0.19ヘクタールとなります。</p> <p>次に、16ページの都市図をご覧ください。</p> <p>こちら、新規指定になり、指定となった場合240号大和田新田第76生産緑地地区となります。</p> <p>当地区は、所有者より生産緑地への指定提案があり、確認したところ、現状で営農をされており、今後も継続した管理が可能であるということで、生産緑地地区に追加するものです。面積は約0.31ヘクタールとなります。</p> <p>次に、17ページの都市図をご覧ください。</p> <p>こちら、新規指定になり、指定となった場合、241号勝田台南第1生産緑地地区となります。</p> <p>当地区は、所有者より生産緑地への指定提案があり、確認したところ、現状で営農をされており、今後も継続した管理が可能であるということで、生産緑地地区に追加するものです。面積は約0.10ヘクタールとなります。</p> <p>以上ご説明いたしました33号、35号、36号、47号、85号、89号、126号、166号、216号、217号、237号、239号、240号及び241号の14地区について、生産緑地地区に関する都市計画の変更をするものです。</p> <p>買取り申出は、主たる従事者の死亡によるものが2件、故障による廃止が5件です。</p> <p>地区別にしますと、全部廃止が5地区、一部廃止が5地区、追加が3地区でございますので、地区数は2地区の減となります。</p> <p>面積は、廃止による減少及び地積更正による増加を合わせて約1.55ヘクタールの減となります。</p> <p>この結果、本市の生産緑地地区は、全体で168地区、面積は約43.56ヘクタールとなる見込みです。</p> <p>以上で、今回変更する生産緑地地区に関する都市計画の変更について、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。</p>

	<p>確認したいのですが、30年経過して生産緑地が解除された場合、土地所有者は買取り申出をしないと、転用等ができないということなのでしょうか。</p>
<p>公園緑地課 職員</p>	<p>今、おっしゃられたとおり、30年経過しただけでは転用等できません。生産緑地を解除して転用等を行うには、法律上、買取り申出をしなければならないということになっておりまして、これは30年を経過しても同じ扱いとなります。</p>
<p>間野委員</p>	<p>もう一点確認したいのですが、30年経過して買取り申出をする場合は、主たる農業従事者であることの証明は不要となるということですか。</p>
<p>公園緑地課 職員</p>	<p>主たる従事者の故障や、死亡という場合は、農業委員会で主たる農業従事者であることの証明書を交付していただいておりますので、その際に農業委員会での確認等が入っていたかと思うのですが、30年経過するものにつきましては、証明書は必要ありませんので、直接、公園緑地課へ買取り申出をしていただくということになります。ただし、30年経過して生産緑地を解除した場合につきましても、農業委員会の総会へ都市計画の変更について諮らせていただきます。</p>
<p>間野委員</p>	<p>了解しました。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。ほかに、質疑ありますか。 11番 中基推進委員，どうぞ。</p>
<p>中基推進委員</p>	<p>11番 中基です。 今回議案としてあがっているものは、いつからいつまで受付けたものですか。</p>
<p>公園緑地課 職員</p>	<p>令和3年の5月から令和4年の4月までに行為の制限が解除になったものについて、諮らせていただいております。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。ほかに、質疑ありますか。 6番 將司委員，どうぞ。</p>
<p>將司委員</p>	<p>6番 將司です。 生産緑地の追加というのは今年度から始まったのですか。</p>

公園緑地課 職員	昨年度も1地区追加をしましたが、昨年度の追加した件については、平成5年に追加したものが、一度廃止され、新しい所有者から生産緑地としての指定をもう一度してほしいという相談がありましたので、その地区を追加しました。今回の追加3件につきましては、まったくの新規となります。
将司委員	これは、随時、受付をしているのですか。
公園緑地課 職員	随時、受付は行っているのですが、農業委員会の総会に諮り、千葉県に協議を行い、都市計画の審議会にかけて、最後に告示するという手続は年に1回しか行いません。
議長	よろしいですか。それでは私からもお聞きします。今回新規で追加となる3件についても指定の期間は10年となるのですか。
公園緑地課 職員	新規の指定につきましては、30年となります。あくまでも最初の指定から30年経ったものが10年ずつの更新となります。昨年度、新規に追加したものも30年となっています。
議長	分かりました。もう一点、先ほどの説明の最後に八千代市内の生産緑地の面積は約43.56ヘクタールとなる見込みというお話ででしたが、市街化区域の農地面積はどれくらいあるか公園緑地課で把握していますか。
公園緑地課 職員	ただ今、市街化区域の農地面積の資料は持ち合わせておりませんが、市街化区域内にも農地は多々あることは熟知しております。生産緑地の指定を受けると行為の制限がかかりますので、土地所有者の意向のもと指定しています。追加の指定ができるということを知らない人もいらっしゃると思いますので、広報やホームページを活用して、周知を図っていきたいと考えております。
議長	市街化区域内の農地の何割くらいが生産緑地に指定されているのか知りたかったのですが、事務局も今、手元に資料はないのですか。
事務局	はい、ありません。
議長	今度、時間のあるときに調べておいてください。

	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なしの声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 公園緑地課はご苦労様でした。退室してください。</p> <p>【公園緑地課職員退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、議案第3号について、八千代都市計画生産緑地地区の変更図書作成に伴い、農業委員会として報告すべき意見はありますか。</p> <p>【「意見なし」の声あり】</p>
議長	<p>それでは、意見なしということで異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>議案第3号については、意見なしとして、市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の</p>



	件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	今，報告のあった申請番号1番の学校法人についてですが，農地を持っていた経緯は分かりますか。
事務局	学校法人とは幼稚園なのですが，現況は駐車場と「おひさまファーム」となっており，登記地目は畑となっていたため，休憩テラスと物置を建てるため，今回，届出がありました。
議長	登記簿上，この土地の所有権が学校法人に移転したのはいつか分かりますか。
事務局	平成2年の12月10日です。
議長	30年前ですね。その際，届出はされたのですか。
間野委員	5条の届出がないと転用して所有権は移転できないはずですが。本来であればその際に登記簿地目も変更するはずですが，していないので4条の届出がされたのだと思います。
議長	30年前に転用されたのであれば，今回の4条の届出は不要ではないですか。
鈴木美登 推進委員	幼稚園自体も今，新しく建て直していて，今回の申請地は駐車場と農園として使っていた場所だと思います。
間野委員	保育園や幼稚園はカリキュラムの中に農業指導という項目があれば，3条で農地を取得できるので，この幼稚園が農地として購入したということも考えられます。
議長	では，4条で届出したことは間違いがないということで，分かりました。
議長	報告第2号については，報告のとおり届出があり，受理済みでありますので，ご承知願います。

議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、令和4年度第1回意見書策定委員会が開催されましたので、市川委員長から報告願います。
市川委員	<p>意見書策定委員長の市川です。</p> <p>5月6日、農業委員会総会終了後に令和4年度第1回意見書策定委員会を開催いたしました。</p> <p>議事内容は農地台帳調査の際に行った農業者アンケートの結果についてです。</p> <p>取りまとめた結果については、皆様に配布しております「農業に関するアンケート結果について」をご覧ください。</p> <p>結果の詳細を説明します。</p> <p>始めに、1ページ目をご覧ください。</p> <p>「調査概要」としまして、アンケート調査の対象件数は1,164件でした。回収件数は705件で、回収率は60.6パーセントとなりました。下のグラフは地区別の回収件数となります。今回は、委員の皆様のご協力により、非常に高い回収率となりました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>次に2ページ目をご覧ください。</p> <p>「各項目の結果」としまして、問いごとの回答の割合を載せております。</p> <p>問1の有害鳥獣被害の有無については、「被害があった」と回答した方が27パーセントとなりました。これは、兼業農家等、農作業にあまり従事していない方も多く含まれるため、その割合が影響したと考えられます。下の棒グラフは地区別の被害割合です。赤が「被害があった」、青が「被害がない」と回答した割合となります。下市場・勝田台北地区の被害が0だった以外は、大きな地域差は見られませんでした。</p> <p>3ページをご覧ください。問1で「被害があった」と回答した方への質問で具体的な有害鳥獣の種類を聞いています。こちらは複数回答可となっています。結果としては、鳥類が52パーセント、小型哺乳類が39パーセントと被害の大半を占めました。イノシシについては、地区で偏りがあるものの、一定数被害があるようです。意見書では、鳥類や小型哺乳類へ</p>

	<p>の対策を求める必要があると考えられます。</p> <p>4ページをご覧ください。問3では農業後継者の有無を聞いています。市内全体で、農業後継者がいると回答した方はわずか23パーセントとなりました。地区別にみても大きな偏りはなく、市内全体の問題であることがわかります。</p> <p>5ページをご覧ください。問4は、「農業後継者がいない」「わからない」と回答された方への質問で、第三者継承への考えを聞いています。</p> <p>「良いと思う」方が約半数いる一方、「良いと思わない」方が34パーセントと、第三者に対し農地を譲ることに抵抗が大きい方が多くいることがわかりました。今後、農業者の確保を進めていく上で欠かせない仕組みになるため、行政側からの積極的な周知や補助などを求める必要があります。</p> <p>6ページをご覧ください。問5では、人・農地プランへの参加について聞いています。市内全体では、「すでに話し合いに参加している」方はわずか7パーセントとなりました。地区別では、実質化された尾崎地区と策定中の麦丸地区が多くなっています。「話し合いたい」方は25パーセントとなっている一方、「関心がない」「知らない」方が半数以上となっており、これから周知を進める必要があることがわかります。</p> <p>7ページは項目ごとの回答件数、8ページは、まとめとなっております。参考までにご覧ください。</p> <p>以上が農業者アンケートの結果の概要となります。</p> <p>改めて、非常に高い回収率を得ることができましたのも、委員のみなさまのご協力があったのものと考えております。本当にありがとうございました。また、毎年、台帳調査と併せて、意見を聴く機会として、できましたらアンケートを実施したいと考えております。引き続きご協力をお願いいたします。なお、アンケート結果につきましては、市長へ提出する意見書の内容に反映させていく予定であります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p>
	<p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p>
	<p>市川委員長ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、令和4年度第1回広報委員会が開催されましたので、間野委員長から報告願います。</p>

<p>間野委員</p>	<p>広報委員会委員長の間野です。</p> <p>先月の総会終了後に令和4年度第1回広報委員会を開催しました。</p> <p>初回の会議で職員の異動もありましたので、あいさつをした後、1年間の発行スケジュールについて協議しました。例年どおり年2回、11月、そして3月に発行する予定です。仕様については、2回発行分とも全ページカラーで、各回1,800部、予算内で執行できることを確認しました。次回の会議より、第49号における掲載記事の内容と記事の担当者を協議する予定です。また広報委員以外の方でも、こういう記事はどうか等の意見がありましたらご協力いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>間野委員長ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、遊休農地対策委員会の活動について、花島副委員長から報告願います。</p>
<p>花島委員</p>	<p>遊休農地対策委員会副委員長の花島です。</p> <p>去る令和4年5月11日、遊休農地対策委員会の活動を行いました。保品地区の畑で遊休農地対策委員が草刈とゴミ拾いを行い、耕うんが可能な状態にしました。</p> <p>今後についてですが、6月中に伐根、耕うんを行い、農地としての再生を行っていきます。</p> <p>新規就農者への貸付が最終的な目標となるため、就農希望者等の情報がありましたら、是非お知らせください。</p> <p>報告は以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>花島委員、保品地区の場所をもう少し具体的に教えてください。</p>
<p>花島委員</p>	<p>八千代市少年自然の家から南に約300メートルの所で、西側には太陽光パネルが見えました。</p>

議長	面積はどれくらいですか。
事務局	1, 100平方メートルほどです。
議長	分かりました。 ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。
	【「質問なし」の声あり】
議長	質問等がないようですので、報告のとおりとします。 花島副委員長ありがとうございました。
議長	次に、5月31日に全国農業委員会会長大会が3年ぶりに東京で開催され、私も初めて参加してきました。事務局も参加しましたので、小林次長から報告願います。
次長	<p>5月31日、会長と2名で、令和4年度全国農業委員会会長大会に参加してきました。昨年、一昨年は新型コロナウイルス感染防止のため、WEB開催でしたが、今回は東京都の渋谷公会堂で開催されました。当日は会長職を含めまして全国から約1,100名、千葉県からは62名の参加がありました。</p> <p>午後1時の開会后、全国農業会議所の国井会長の主催者挨拶に始まり、来賓として中村農林水産副大臣、衆議院議員・参議院議員の各農林水産委員長から挨拶をいただき、国会議員50名以上の来賓紹介が壇上でありました。</p> <p>その後、議事に移り、1丁目1番地とも言われます「政策提案」の説明がありました。今年のテーマは「人と農地対策により、持続可能な農業・農村を創るために」というものでした。</p> <p>提案説明では、ウクライナ危機のもと注目されています食料安全保障をはじめ、農地施策、経営施策など、大分類で6つに分かれ、提案項目は55項目もありました。</p> <p>今回は紹介できませんが、大会で採択されました政策提案につきましては、今後、全国農業新聞などで分かりやすく紹介されるようですので、参考にしていただければと思います。</p> <p>そして、大会終了後には、千葉県選出の国会議員に対する要請活動を地区ごとに実施しております。千葉地区は千葉市が欠席だったので、習志野市、市原市、八千代市の参加者9名で、大会で採択された政策提案を6名</p>

	<p>の議員へ手渡すため、千代田区永田町の議員会館に移動しました。</p> <p>国会は会期中でしたが、4名の議員室に伺うことができました。小林鷹之大臣をはじめ、衆議院議員3名は多忙ということでしたので、秘書の方に政策提案を手渡し、豊田俊郎参議院議員におかれましては在室しておりましたので、3市の会長職の方から直接手渡すことができ、談話の時間を設けていただくことができました。そこで解散となりました。報告は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。私も初めて参加したのですが、全国から大勢の人が集まっていたので驚きました。主催者側もたくさんの方が壇上に登っていたのですが、驚いたのが、来賓席に衆参国会議員が大勢来ていました。その中の3人が挨拶をして、他の議員は挨拶がしきれないので、紹介のみだったのですが、女性が多い印象でした。先ほど次長から話がありましたが、豊田参議院議員は在室していらっしやいましたので、部屋の中に入ってお話しすることができたので、大変うれしかったです。</p> <p>最後に、この全国大会の中で表彰式があったのですが、農業委員会だよりの全国コンクールで1位だった青森県弘前市農業委員会は年間10回も農業委員会だよりを発行しているそうです。</p> <p>報告は以上となりますが、ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p>
議長	<p>【「質問なし」の声あり】</p> <p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> <li>7月7日（木）午後1時30分から</li> <li>市役所 旧館4階 第1委員会室</li> </ul> </li> <li>○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>6月30日（木）担当委員：佐藤委員、花島委員</li> <li>午後1時15分に事務局へ集合</li> </ul> </li> <li>○2022年市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補</li> </ul>

議長	<p data-bbox="491 255 804 286">償制度への加入について</p> <p data-bbox="461 349 981 380">以上で令和4年第6回総会を閉会します。</p>
----	---